

事 務 連 絡  
平成 23 年 5 月 25 日

東北電力管内及び東京電力管内に所在する  
各都県・指定都市教育委員会教育長  
各都県知事  
各国公立大学長  
各公立大学法人の長  
公立大学を設置する各地方公共団体の長  
文部科学大臣所轄各学校法人理事長  
放送大学学園理事長 殿  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
構造改革特別区域第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長  
各国公立高等専門学校長  
各大学共同利用機関法人の長  
各文部科学省独立行政法人の長  
公立学校共済組合理事長  
日本私立学校振興・共済事業団理事長  
各文部科学省所管特例民法法人の長

文部科学省総括審議官 前川 喜平

#### 電気事業法第 27 条による電気の使用制限の発動について

夏期の電力需給対策については、「夏期の電力需給対策について」（平成 23 年 5 月 16 日 付け 23 文科施第 124 号笠文部科学大臣政務官通知）を发出したところですが、同通知の「夏期の電力需給対策について（平成 23 年 5 月 13 日 電力需給緊急対策本部まとめ）」中「3.

(1) ③電気事業法第 27 条の活用」において、大口需要家については、電気事業法第 27 条を活用できるよう必要な準備を進めるとされていました。

これを受けて、このたび経済産業省において電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限が実施されることとなりました。

については、対象となる大口需要家（契約電力 500kW 以上の事業者）である施設を所有する機関におかれましては下記の内容に留意しつつ、本法律への適切な対応に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本法律に関する資料は、文部科学省のホームページに掲載されていますので御確認いただきますようお願いいたします。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1306546.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1306546.htm)

都県教育委員会、都県知事及び構造改革特別区域第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長においては、それぞれ域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）、所管の学校、所轄の私立学校（専修学校・各種学校を含む。）及び当該私立学校を設置する学校法人等その他の教育機関等に対して、加盟事業者等を有する特例民法法人においては、加盟事業者等に対し、このことを周知してください。

## 記

1. 対象者は、東京電力及び東北電力管内並びにその供給区域内で供給している特定規模電気事業者と直接、需給契約を締結している大口需要家（契約電力 500kW 以上の事業者）とすること。また、対象者には 6 月 1 日に制限値が記載された通知が到着すること。
2. 制限期間・時間帯は以下のとおりとすること。
  - ・東北電力管内：平成 23 年 7 月 1 日～9 月 9 日（平日）の 9 時から 20 時
  - ・東京電力管内：平成 23 年 7 月 1 日～9 月 22 日（平日）の 9 時から 20 時
3. 制限内容は、原則、昨年の上記期間・時間帯における使用最大電力の値（1 時間単位）の 15%削減した値を使用電力の上限とすること。
4. 複数の大口需要家の事業所が共同して使用最大電力の抑制に取り組むことで、総体として使用最大電力を削減することができること。また、一定の要件の下で、大口需要家と小口需要家の事業所が共同して使用最大電力の抑制に取り組むことも可能であること。
5. 生命・身体の安全確保に不可欠な施設などについて、適用除外や制限緩和の規定が設けられていること。また、制限緩和を受ける場合には、使用抑制に係る計画的な取組を求め、文部科学省と経済産業省が協力して検証を行うこととされていること。
6. 上記 4 及び 5 について 7 月 1 日から適用を希望する機関におかれては 6 月 17 日までに経済産業大臣に申請が必要であること。なお、規定の詳細及び申請様式などは、経済産業省令等で定めることとしており、6 月 1 日に公布予定であること。
7. 故意に使用制限違反した場合には、罰則として 1 0 0 万円以下の罰金の対象となること。
8. 経済産業省では、6 月以降、各都県において使用制限等に関する説明会を開催することとしており、その日程等については、経済産業省のホームページで順次掲載されていること。  
<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>
9. 文部科学省では、6 月 13 日に大口需要家で特に技術者のいない事業所向けの説明会を予定していること。

以上

### 【問い合わせ先】

文部科学省大臣官房文教施設企画部  
参事官（技術担当）付

03-5253-4111（内線 2319）